# 広報いずみざき

（毎月5日発行）

春由井笠場
役場
泉崎村役場印刷所
ワタベ印刷所
編集発行所
集民行室所
印刷者


**村民の動き**

| | | 本月 | 前月 |
|---|---|---|---|
| 世帯 | 数 | 1,109 | 1,108 |
| | 男 | 2,650 | 2,647 |
| | 女 | 2,727 | 2,719 |
| 人口 | 計 | 5,377 | 5,366 |

## 村史編纂準備会開かる

去る三月三日公民館において、永年に亘り宿願でありました本村郷土史の編纂準備会を本村出身の元九州大学教授現駒沢大学教授の箭内健次先生を助言者としてお迎えして開催されました。

郷土の歴史については、どなたも深いかんしんをお持ちのことと存じますが、この調査に当る各界の先生方並びに村内の研究者の皆様は勿論ですが、村内の方々の御協力なくしては、内容の充実した完成は困難かと推察されますので村内の皆様の資料の提供に御協力をお願いします。

計画では第一年次（本年度）は専ら資料のしゆう集、第二年次で調査整理、第三年次（昭和五十一年）には執筆印刷完了の予定ですが、この計画を基本として専門委員や事務局の設置等も間近く決定することになっています。

# 村の木・花・決まる

## ――選定審査委員会で――

去る三月三十日午前一〇時から役場会議室において、泉崎村の木・花の選定審査委員会を開催し、村内外から選定応募されました樹種を中心に検討、慎重審議の結果左記のとおり決定されました。

この決定に伴ない、今秋予定される合併二十周年記念事業の一環として全戸配付を計画しております。

選定されました「木と花」は、次のとおりです。

**⊙村の木は　イチョウ**（公孫樹）

この木は、樹性強健にして土性を選ばず、抵抗力強く、すくすくと伸び、枝が柔かく、葉は扇形で末広を表わし本村の躍進を象徴し然も秋の黄葉は地面を黄金色豊かで成熟した樹には、銀杏（ぎんなん）の実を結び、更らに、この実は栄養価が高く、常食することにより健康たくましい体力が得られ明朗な村づくりが期待される。

**⊙村の花は　サツキ**（大盃）

さつきの品種は数百種に及んでおりますが、本村では、村内に最も数多く栽植されている「大盃」（おうさかつき）といたしました。

この花は、さつきの元祖とも言われ数多くの品種（子孫）が発生された。葉は細長く、花は桃紅色で中輪咲き、樹勢強健で、野趣的で素朴な色合は愛情と希望に満ちて、着実に進展する泉崎村の姿がうかがわれる。

## 税関は、引揚者からお預かりした通貨などを返還しています。

終戦後、外地から引揚げてこられた軍人、軍属、一般邦人の方が

(1)　日本に上陸された際、当時の法令により日本への持込みが禁止されていたため、上陸港の税関、海運局に預けた通貨、証券など

(2)　外地の引揚集結地において、連合国政府の命令により持帰りを禁止されたこと、又は治安上個人の持帰りが不安であったこと等の事情により総領事館、日僑総処、日本人自治会等に預けた証券などで、その後総領事館等によって日本に送還された一部のものは税関が保管しています。税関では、昭和二十八年九月一日から通貨、証券などの全面返還を開始しその際税関で判っていた引揚者の落着先に個別に返還通知を差上げるなどの努力を払ってまいりましたが、まだ多くのものが未返還となっています。

これらの通貨、証券などは、ご本人ばかりでなく、ご家族による引取りも可能ですから、お心あたりの方は税関に連絡して下さい。

**（連絡先）**

〒二三一　横浜市中区海岸通一―一
**横浜税関　証券返還室**
電話〇四五―二〇一―四九八一
なお、このことについてのお問い合せは次の場所でも取扱っています。

〒九七一　福島県いわき市小名浜字辰巳町三八―二
小名浜税関支署
電〇二四六―九二―五一五一～二

〒九六〇　福島市霞町一―四六
福島合同庁舎内
小名浜税関支署福島方面事務所
電話〇二四五―三四―二四六六

**（返還手続）**

(1)　返還請求は預けた時の保管証をご用意下さい。保管証の氏名と返還請求者の氏名が異なる場合には市町村長の証明書等、両者の関係が明らかになる書類が必要となります。

(2)　保管証を紛失した場合でも、返還を受けられる方法がありますくわしくは税関にご相談下さい。

(3)　既に一度返還請求をして、その際該当の証券などがなかった方については、その後税関に引渡されたものはないので、今後とも返還は不能です。

(4)　引揚集結地で預けられた方については次の地区のものが返還されてきております。

**（中国地区）**

瀋陽、撫順、鞍山、海城、遼陽、西安、本渓湖、開原、吉林、上海、南京、杭州、徐州、東北日僑善後連絡総処

**（朝鮮地区）**

京城、仁川、木浦、麗水、釜山

従って、たとえば北京、天津、長春（新京）、青島、済南、公王嶺、台湾、鉄嶺、安東、石門、海南島、広東、海州、蒙古、蒙疆、錦県、北朝鮮、その他の地区については現地からの送還されてないので返還は不能です。

ご了解下さい。

# 三月定例村議会で
## ―行政機構二課制など決まる―

去る三月十一日から十六日までの会期六日間の日程で、三月定例村議会が泉崎中央公民館を会場として開かれ、次の案件が審議され議決されました。

また開会初日の十一日には村内婦人団体の幹部並びに商工会青年部役員等多数の傍聴人が参集し熱心に見学されておられました。

◇報告第一号
専決処分事項の報告について
これは、昭和四十八年度における職員の期末手当の割合等の特例に関する条例の改正です。

◇議案第一号
泉崎村公営住宅建設工事請負契約の変更について
これは、工期を三月二十五日まで延期したこと

◇議案第二号
泉崎村立泉崎幼稚園の請負契約の変更について
これは、前号と同じく三月二十五日まで工期を延期した

◇議案第三号
泉崎村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
これは、議案の通り特別職の非常勤職員の報酬の改正である

◇議案第四号
議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
これは、村議会議員の報酬額の改正である

◇議案第五号
教育長の給与勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
これは、教育長の報酬額の改正である

◇議案第六号
泉崎村消防団設置に関する条例の一部を改正する条例
これは、消防団員の報酬額の改正である

◇議案第七号
村長、助役、収入役諸給与及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
これは、村長、助役、収入役の報酬額の改正である

◇議案第八号
泉崎村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
これは、旧給料表の四等級を五等級に改正し、これに伴なう等級の切替並びに号給の切替等の規定を改正したこと

◇議案第九号
土地開発基金条例の一部を改正する条例
これは、基金の額を一七、五三二千円に増額したこと

◇議案第十号
泉崎村課設置条例の一部を改正する条例
これは、従来の総務課、産業課、建設課、住民課、税務課村民室を廃止し、管理課、地域振興課の二課と改めたこと

◇議案第十一号
泉崎村国民健康保険条例の一部を改正する条例
これは、助産費の一〇、〇〇〇円を二〇、〇〇〇円とし葬祭費の二、〇〇〇円を三、〇〇〇円と改正したこと

◇議案第十二号
泉崎村立泉崎幼稚園条例の制定について
これは、幼稚園設置に関する条例、及び幼稚園授業料に関する条例を廃止し、新たに制定したこと

◇議案第十三号
昭和四十八年度一般会計補正予算
これは、既定額四八一、六八四千円に追加八、九五二千円で現計予算総額四九〇、六三六千円と補正されたこと
補正の主なるものは土地開発基金積立七、七〇二千円です

◇議案第十四号
昭和四十八年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算
これは、療養給付費の増加等により既定額八七、五五二千円に一五、六六三千円が追加され一〇三、二一五千円と補正されたこと

◇議案第十五号
昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算
これは、給配水工事費の増加に伴ない既定額一二、六三一千円に三、一六〇千円を追加し一五、七九一千円と補正されたこと

◇議案第十六号
昭和四十八年度簡易水道建設事業特別会計補正予算
これは、内部補正で既定額通りで予算総額は変りません

◇議案第十七号
昭和四十九年度一般会計予算
これについては別記のとおりであります

◇議案第十八号
国民健康保険特別会計予算について
これは事業勘定分一二三、二八六千円、直診勘定分で二七、九九五千円であります

◇議案第十九号
簡易水道特別会計予算
これは、三五、一四七千円であります

◇議案第二十号
簡易水道建設事業特別会計予算について
これは、三五、一四七千円であります

◇議案第二十一号
簡易水道建設事業特別会計予算について
これは、二七七、一三千円であります

◇議案第二十一号
泉崎村監査委員条例の一部を改正する条例
これは、毎日行なう定例監査日を毎日二十五日と定めたことです

◇議案第二十二号
農道改良工事の請負契約の一部変更契約について
これは、山田地区の農道改良工事契約額二〇三千円増額による変更です

◇議案第二十三号
泉崎村道路線の認定について
これは、次の路線を村道に認定したことです
・大小踏切～松倉線・十軒前～白石線・桧内～天王山線・下陣場～松倉線・きつね山～金塚線・弥栄～長峯線・長峯～上長峯線・桧内～新田下原線・下夏針～十八夜山線・桧内～矢吹線・高柳～下摺砂子線・後山～新六線・切立～川原田線・富内線・瀬知房後～庭渡神社線・豊内～如信沢線・下城内～浦原線・中宿～上野舘線・新田～烏川線・舘～下宿線・上狐山～離山線・上狐山～弘法塚線・町頭～大山線・古寺～西ノ角線・上野舘～高堀下線・下宿～小林線

# 一般会計当初予算は総額では五億五千万円

本年度当初予算は五億五千万円であります。これは前年度と比較して二二・四%の伸びです。

予算編成にあたり、諸物価の高騰など社会情勢のきびしい然も国の総需要抑制の方針に沿って、村民の生活環境の充実を念願し、健全財政の堅持に努め、積極的に村政発展の施策を推進し、明るい豊かな村づくりに努力する所存でありますので、村民各位の尚一層のご協力をお願いする次第であります。（写真は…三月定例議会）

次に今年度の主な事業と予算額を説明します。

**主なる事業**

▽本村合併二〇周年記念事業　二、五二〇千円
▽広域営農団地農道整備事業負担金　四、七三二千円
▽農業経営者海外派遣研修事業　一、〇八〇千円

**歳出**

| 区分 | 昭和49年度 当初予算額Ⓐ | 構成比% | 昭和48年度 当初予算額Ⓑ | 構成比% | 増減 Ⓐ−Ⓑ Ⓒ | 増加率 ⓒⒷ×100% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.人件費 | 122,057 | 22.2 | 91,587 | 20.4 | 30,470 | 33.3 |
| 2.扶助費 | 19,835 | 3.6 | 17,826 | 4.0 | 2,009 | 11.3 |
| 3.公債費 | 31,526 | 5.7 | 27,382 | 6.1 | 4,144 | 15.1 |
| 4.物件費 | 43,760 | 8.0 | 35,632 | 7.9 | 8,128 | 22.8 |
| 5.維持補修費 | 6,635 | 1.2 | 12,442 | 2.8 | △ 5,807 | △ 46.7 |
| 6.補助費等 | 41,115 | 7.5 | 30,880 | 6.9 | 10,235 | 33.1 |
| 7.積立金 | | | | | | |
| 8.投資及び出資金 | 121 | | 91 | | 30 | 33.0 |
| 9.貸付金 | | | | | | |
| 10.繰出金 | 8,392 | 1.5 | 3,600 | 0.8 | 4,792 | 133.1 |
| 11.前年度繰上充用金 | | | | | | |
| 12.普通建設事業費 | 272,073 | 49,4 | 225,125 | 50.1 | 46,948 | 20.9 |
| (1)補助事業費 | 43,003 | 7.8 | 130,145 | 29.0 | △87,142 | △ 67.0 |
| (2)単独事業費 | 229,070 | 41.6 | 94,980 | 21.1 | 134,090 | 141.2 |
| 13.災害復旧事業費 | | | | | | |
| (1)補助事業費 | | | | | | |
| (2)単独事業費 | | | | | | |
| 14.失業対策事業費 | | | | | | |
| (1)補助事業費 | | | | | | |
| (2)単独事業費 | | | | | | |
| 15.予備費 | 2,583 | 0.5 | 4,780 | 1.0 | △-2,197 | △ 46.0 |
| 16.その他 | 1,903 | 0.4 | | | 1,903 | 100.0 |
| 合計 | 550,000 | 100.0 | 449.345 | 100.0 | 100,555 | 22.4 |

**歳入**

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|---|---|---|---|
| 1.村税 | 52,700 | 54,797 | △ 2,097 |
| 2.地方譲与税 | 2,800 | 2,000 | 800 |
| 3.自動車取得税交付金 | 3,700 | 2,850 | 850 |
| 4.地方交付金 | 216,700 | 178,300 | 38,400 |
| 5.交通安全特別交付金 | 350 | 230 | 120 |
| 6.分担金及び負担金 | 530 | 17,407 | △16,877 |
| 7.使用料及び手数料 | 3,058 | 924 | 2,134 |
| 8.国庫支出金 | 33,155 | 36,336 | △ 3,181 |
| 9.県支出金 | 126,007 | 77,698 | 48,309 |
| 10.財産収入 | 1,032 | 1,019 | 13 |
| 11.寄附金 | 9,511 | 1,578 | 7,933 |
| 12.繰入金 | 20,000 | 5,000 | 15,000 |
| 13.繰越金 | 2,000 | 5,000 | △ 3,000 |
| 14 諸収入 | 3157 | 1,806 | 1,351 |
| 15.村債 | 75,300 | 64,400 | 10,900 |
| | | | |
| 合計 | 550,000 | 449,345 | 100,655 |

▽農道舗装事業
一六、二三七千円
▽高速道開連農道整備事業
二一、三七五千円
▽農構事業計画樹立費
二、〇七五千円
▽農業構造改善事業推進費
六八、九三二千円
▽生活改善センター建設事業
二一、六七六千円
▽林道開設事業
一四、八五〇千円
▽県道改良事業負担金
五、〇〇〇千円
▽村道改良舗装事業
四五、九五三千円
▽公営住宅建設事業
二二、五五五千円
▽消防施設事業(小型動力ポンプ)
二、四〇〇千円
▽広域常備消防負担金
一〇、二八二千円
▽学校給食センター建設事業
二六、四一七千円

以上が概要であります。

更らに図表で示しますと次のとおりです。

歳入

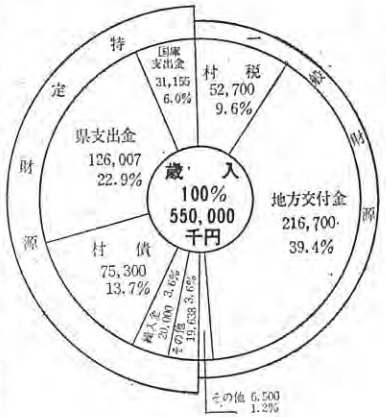


性質別才出

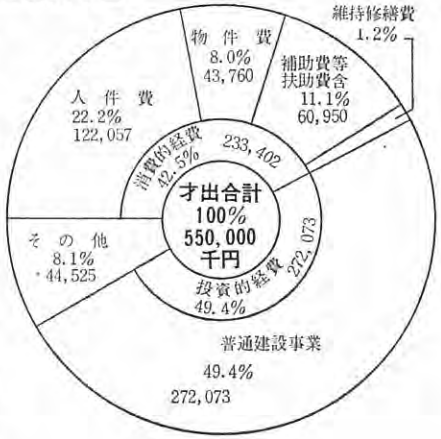


## 就職記念に　簡易保険へ

### ケガ、病気も総合保障

今年も多くの若人たちが学窓を巣立ち、夢と希望に胸をふくらませながら、実社会へとはばたく季節となりました。

そして待望の初月給、その中味は軽くとも、汗と油の結晶として自分自身の労力によって、はじめて手にした感激は、いつまでも記憶に残るものです。

最近の若い人たちは、一般的にオシャレや旅行、スポーツなどレジャーを十分楽しんでいる反面、なかなかのガッチリ屋で、かなりの貯蓄をしているそうです。

「病気にでもなったらどうするの…健康保険があるから」

「会社をクビになったら…失業保険があるから」「交通事故などでもし万一のことがあったら…生命保険があるから」

「ところで生命保険に入っているの…いやそのうちに入る」

ということでは、将来の生活設計はもちろん自己責任も果たしていないといえましょう。

欧米では、生命保険に入っていない男性には嫁さんのなり手がないとまでいわれています。

〝自己責任〟を果たせない人に、〝家族への責任〟が果たせるわけがないというわけでしょう。

こんな時、病気もケガも総合保障する郵便局の「疾病傷害特約付ニュークローバー保険に入っている」と胸をはって答えていただきたいものです。それに、生命保険に若いうちから加入されたほうが将来の生活設計に役立つことはもちろん、保険料も安く賢明だといえましょう。

郵便局の「疾病傷害特約付ニュークローバー保険」に加入しますと、満期保険金が百万円の場合、不慮の事故で万一のことがあったとき七百万円、病気で死亡したときは三百万円が保障されます。

ケガで五日以上、病気で二十日以上入院した場合には、一日四千五百円（百二十日間）が保障されるなど、まさしく総合保障保険といえます。

実社会へのスタートを記念に、ぜひ郵便局の「疾病傷害特約付ニュークローバー保険」にご加入されますようおすすめします。

（泉崎郵便局）

## 昭和49年度稲作転換計画の実施について

四十五年より「米生産調整」ということで実施してきたところでありますが、これが今年からは、「米生産調整」という言葉は使わなくなり「稲作転換」ということになりました。ついては今年も稲作転換推進協議会を昭和四十九年四月三日開催し、目標数量及び換算面積を内示しましたので何分よろしく御協力を御願いいたしたいと思っております。尚、今年の稲作転換の実施は基本的には今までと同じ考え方でありますが、今年からの変った点について申し上げますと、

一、昭和四十五年十二月一日以降に造成された養魚池又は農業生産施設の敷地については昭和五十年度まで稲作転換奨励補助金（10a当り平均三万五千円）の交付対象とする。（今までは三ヶ年間とされていた。）

二、寄託休耕等奨励補助金（49年度からは普通転作奨励補助金）の交付対象である養魚池については必ずしも固定的に構築されたものであることを要しない事とする。したがって農地転用に該当しないものも対象とする。（今までは固定的とされていて農地転用を必要とした。）

三、「しいたけほだ木置場」は、きのこ栽培の用に供されていれば一時使用か否かにかかわらず普通転作等奨励補助金の交付対象として認める。なお従来どおり農地転用に該当するものに限る。（今までは補助対象から除かれていた。）

# 農業者転職訓練の案内

## 農業者の皆さんへ

**★次のようなことを考えている方はありませんか?**

(1) 農外収入を増すため、農業以外の産業へ就業したい方。

(2) 自分の家の耕地面積が少ないため、他の産業で働きたい方。

(3) 農閑期等で出稼ぎをして収入を得たい方。

以上のような方々のために、短期間で新しい職業に必要な技能を身につけていただくために県が職業訓練を行ないます。

**★安全を考えましょう!!**

(1) 慣れない仕事には、危険がいっぱいともないます。

(2) 職業訓練を受けて作業に慣れ、それから就業することが一番安全です。

**★高収入を考えましょう!!**

(1) 技能をもたない人は雑役等の仕事で低賃金です。無理をして高い賃金を得ようとすると、生命がけの危険な仕事に従事しなければなりません。

(2) 職業訓練校で技能を身につけた人は、技能者として取扱われ、就業先の会社等においても優遇されております。

(3) 一度身につけた技能は一生の宝です。努力次第で将来も保障されます。

**★訓練実施訓練校・訓練科目及び定員等**

【施設内訓練】

◇訓練校名・所在地(電話)
訓練科目・募集人員・訓練期間

・二本松専修職業訓練校
二本松市表一―四八一
(二本松(2)〇四七三)
塗装科　一〇人　三ヶ月

・白河専修職業訓練校
白河市上の原三
(白河(3)三七七七)
溶接科　一〇人　三ヶ月

・会津専修職業訓練校
耶麻郡塩川町四奈川字前田
二一五六(塩川(7)三二二一)
溶接科　一〇人　三ヶ月

・石川専修職業訓練校
石川郡石川町字立ヶ岡四九〇
(石川(4)三二三二)
建築科　一〇人　六ヶ月

・相馬専修職業訓練校
相馬市黒木字片谷地四六―二
(相馬(5)三四一七)
建築科　一〇人　六カ月

【施設借上訓練】

・郡山専修職業訓練校
郡山市希望ヶ丘三十一
(郡山五一―〇二四五)
造園科　一〇人　六カ月

※施設借上訓練場所
高野植物園矢吹農場
西白河郡矢吹町大字三城目字出合赤坂

**★訓練を受けるための入校手続等**

◎応募資格
現在農業に従事している者、または過去一年以内に農業に従事していた者で、市町村農業委員会が発行する認定証明書の交付を受けた者。

◎入校手続
入校希望者は、入校願書に健康診断書、農業者資格認定証明書を添え、市町村農業委員会を通じて最寄りの公共職業安定所に申し込んで下さい。

◎入校願書の受付
造園科(施設借上訓練)については、四月下旬まで、塗装科溶接科、建築科(施設内訓練)については、五月下旬まで受付します。

◎訓練時期
造園科
五月上旬より六ヶ月間
塗装科、溶接科
六月上旬より三ヶ月間
建築科(型わく)
六月上旬より六ヶ月間

※入校日等は追ってお知らせします。

**★入校中の特典**

(1) 授業料は無料です。ただし訓練科目によっては、教科書代として、一、〇〇〇円から二、〇〇〇円程度の自己負担を願うことがあります。

(2) 訓練実習用の器工具、教材等は貸与します。

(3) 入校を許可された者のうち離農者であって一定の所得要件を備え、知事の認定を受けた者については、月額約三万三千円～三万六千円程度の職業訓練手当が支給されます。

(4) 遠隔地等のため通校できない方に対しては、場合によって寄宿舎に入ることもできます。

(5) 訓練修了時には、公共職業安定所が優先的に就職をあっせんします。

# 3ケ月の天候予報

この春は比較的温暖な日が多い見込みですが、今後も多雪地帯では融雪洪水に、山岳方面ではなだれに十分注意して下さい。また、天候の変動は引続き大きく、前線や低気圧の影響も受けて雲の多い期間やあれ模様となることもありましょう。

**(4月)** 天気は周期的に変り温暖な日が多い見込みです。しかし時々寒気が入り下旬には冷え込んで晩霜のおそれがあります。月半ば気温はやゝ高く降水量は会津地方では平年並み、中通りや浜通り地方ではやゝ多くなる見込みです。

**(5月)** 移動性高気圧におゝわれて暖かい日が多い見込みですが、下旬は雲が多くなり肌寒い日が多くなりましょう。なお月の前半は晩霜のおりる所もありますので注意して下さい。月平均気温は会津地方ではやゝ高く中通りや浜通り地方では平年並みかやゝ高い見込みです。降水量はだいたい平年並みでしょう。

**(6月)** オホーツク海に高気圧が現れやすく、梅雨入りは平年並みかやゝ早めになりましょう。しかし梅雨前線は例年より南下する見込みで六月中の雨量はそれほど多くないものと思われます。

月平均気温は平年並みかやゝ低く降水量は平年並み、ないしやゝ少ない見込みです。月別累年平均気候は(四月)九・六(五月)一四・八(六月)一八・五)温度は(四月)六八(五月)七二(六月)八一。日照期間は(四月)一九八(五月)二〇三・三(六月)一四三・三となっている。

(49・3・20　福気発表より)

## お知らせコーナー

### 火入について

先月は、春の火災予防運動に、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。本年も、早いもので、桜が咲く季節となりました。この季節になりますと、水田の土手や、畑の枯草を焼却するのが多く見うけられるようになります。このような火入を行なう場合は、次の手続を済ませてから実施するよう御願い致します。

火入申請書 → 役場産業課 → 火入許可書の交付 → 消防署 → 火入許可申請受理書の交付

**火入注意事項として**

一、強風注意報、異常乾燥注意報が発令されている時

二、夕方、又は夜間

この二項目に該当する時は、絶対に火入をしないようにお願いします。なお火入を実施する際は必ず消火器具（水バケツ、消火器等）を準備し、火入中には火の元を離れず、火が完全に消えるまでその警戒に当り、火災の予防に御協力願います。

※家庭、職場で、ゴミを焼却する場合で、火災のような煙を発する場合は、焚火届出書があります。この届出を済ませてから焚火をされるようお願い致します。

### 救急業務について

救急業務は、怪我人や、急病人に対して、適切な応急処置を施し医療機関へ、安全に搬送することを任務としております。このためいかに安全に、いかに迅速に、処置するかが問題で終始訓練をしておりますが、我々を、とりまく周囲には、いつ、どこで、災害が発生するか、わからない状態であります。昨年二月九日から、救急業務を開始してから、一年を過ぎましたが、昨年の救急出動は百二十五回、搬送した人員は百五十八人と、非常に救急業務が多くなっております。出動種別に見ますと、交通事故の出動回数が、七十九回急病の出動回数が、二十八回の順になっています。本年は二月三日現在で、二十二回の出動、搬送人員が二十三人と、交通事故による怪我が多く、車を運転される方は充分注意して、交通事故をなくしたいものです。現在の交通事情から、特に救急車の通行には、人命尊重の面からも、道路をゆずる等是非御協力をお願いします。

救急車要請は、**119**、**所在、目標、怪我の状況等**、はっきり知らせて下さい。

## 税務署だより

### 確定申告が間違っていたときは訂正することができます

確定申告をした後で、所得や税額の計算を間違えて税金を少なく納めたり、還付を受ける税金が多かったことに気づいた場合には、「修正申告」をして訂正することができます。税務署からの調査を受ける前に修正申告をすれば過少申告加算税はかかりません。

また、所得や税額を多く計算して税金を納め過ぎたり、還付を受ける税金が少ないことに気づいた場合は「更正の請求」の手続きをして、納め過ぎた税金を返してもらうことができます。

### 身近な物品税のあらまし

物品税は、主としてぜいたくな物や、し好的、趣味・娯楽的な物に課税される税金です。

物品税の課税される物品は非常に種類が多く、小売りの際に課税される第一種物品（貴石、貴金属製品、毛皮製品、じゅうたんなど）と、製造場から出荷される際に課税される第二種物品（乗用自動車ゴルフ用具、電気器具、飲料類など）があります。

物品税はその物の値段に含まれて、最終的には消費者が負担しますが、一定金額未満の物には課税しない免税点の制度があります。

＝白河税務署＝

### 賃金改定のお知らせ

去る三月一日より左記のとおり賃金が改定されましたのでお知らせ致します。

記

一、大　工　三五〇〇円
一、左　官　三五〇〇円
一、建具職　三五〇〇円
一、板　金　三五〇〇円
一、石　工　三五〇〇円
一、基　礎　三五〇〇円

泉崎村建設業組合

### 芝生産団地事業着手なる

この度長峯地区を中心とした農家が集まり、泉崎芝生産組合（組合長阿部信夫）を設立、花き集団産地育成事業（芝団地）に着手した。組合員十名により発足し、種芝圃造成、施設管理斯設を導入し将来は組合員四十名を見込み三十ヘクタールの一大生産地を形成する。品種はヒメコウラ、イコウライ、野芝を導入し、需要に対応できる団地を目ざして組合員一丸となって進んでいる。

## おめでたおくやみ

**□出生おめでとうございます**

（お子様名）　（父名）

田　崎　めぐ美　為　吉　大字北平山字古内一
田　崎　むつ美　為　吉　大字北平山字古内一
穂　積　新　一　良　男　大字関和久字新六二三
中野目　真　一　博　大字泉崎字外ノ入一三
橋　本　悦　子　正　美　大字泉崎字大小踏切一
大　野　奈　美　光　盛　大字泉崎字舘一
梅　宮　尚　子　吉　男　大字泉崎字新宿六三

**■謹んでお悔み申しあげます**

磯　貝　清　次　六九才　大字北平山字観音山四〇
小　針　和　子　四七才　大字北平山字寺後二一
井　上　三次郎　七八才　大字関和久字下原八
中　畑　清次郎　六五才　大字太田川字二ッ堂二五
橋　本　喜代次　七六才　大字太田川字岩崎八
小　針　ハ　ッ　六八才　大字太田川字居平五〇